

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和三年十一月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

職名 氏名 住所

理事 棚澤 吉弘 埼玉県行田市大字下池守六百七十三番地一